

商品概要説明書

退職者特別金利定期（スーパー定期貯金単利型）

（令和5年4月1日現在）

商品名	・退職者特別金利定期（スーパー定期貯金単利型）				
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人（組合員（准）および組合員（准）家族）の方で退職金受取後1年以内（受取日の12ヶ月後の月の最終営業日まで）の方。 ・お預け入れは退職者ご本人名義に限らせていただきます。 ・お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細」「退職金受取口座の通帳」など退職金のお受取りがわかる書類を確認させていただきます。 				
期間	・定型方式：1年				
満期時の継続方法	・元金継続または元利金継続				
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100万円以上3,000万円以下 ・1円単位 				
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。				
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入日から下記金利を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・お預け入れ日に満59歳以上で、当組合で公的年金のお受け取りの契約（予約も含みます）をいただける方は、下記「年金契約（予約）ありの方」の金利が適用されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年金契約（予約）ありの方</td> <td style="text-align: center;">0.20%（税引後0.159%）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金契約（予約）なしの方</td> <td style="text-align: center;">0.10%（税引後0.079%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 	年金契約（予約）ありの方	0.20%（税引後0.159%）	年金契約（予約）なしの方	0.10%（税引後0.079%）
年金契約（予約）ありの方	0.20%（税引後0.159%）				
年金契約（予約）なしの方	0.10%（税引後0.079%）				
手数料	－				
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。 				
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率				
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%				
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または金融部（電話：097-535-7261）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター （天神弁護士センター）（電話：092-741-3208） （北九州法律相談センター）（電話：093-561-0360） （久留米法律相談センター）（電話：0942-30-0144） 				
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本商品は窓口でのお取扱いのみとさせていただきます。 ●本商品については、新規のお預け分のみとし、既にお預け入れの定期貯金からのお預け替えは対象となりません。 ●上限金額の3,000万円以下であれば、退職金に他金融機関からの新規分を上乗せして、お預け入れもできます。 ●本商品の取扱期間は、令和5年4月3日から令和6年3月29日までとさせていただきます。 ●お取扱い期間であっても、経済情勢の著しい変動により取扱い内容を変更させていただく場合がございます。 				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおおいた